

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	毛馬桜之宮公園公衆トイレ排水設備修繕	設備修繕	(株) 川本製作所	1,336,720	7月5日	2号	G 3	—
2	中之島公園污水ポンプ修繕	設備修繕	(株) 川本製作所	1,419,000	7月16日	2号	G 3	—
3	住吉川ポンプ場外1箇所受電設備修繕(緊急)	設備修繕	(株) 電研エンジニアリング	1,980,000	8月19日	5号及び6号	G 2 3 および G 3 3	—
4	西成公園産業廃棄物保管場所門扉修繕(緊急)	設備修繕	(株) YUTAKA	2,000,000	8月27日	5号	G 2 3	—
5	令和3年度舞洲スラッジセンター脱水分離液設備制御盤室用空調和機修繕	設備修繕	日立グローバルライフソリューションズ(株)	1,018,600	9月3日	2号	G 3	—
6	天保山公園ほか14公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,269,400	9月29日	2号	G 3	—
7	真田山公園事務所会議室天井配管修繕(緊急)	設備修繕	JS関西(株)	1,247,400	9月8日	5号	G 2 3	—
8	令和3年度 放置自転車管理システム機器一式 長期借入(再リース)	12賃貸	富士通リース(株)	986,700	9月29日	6号	G 2 7	—

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

毛馬桜之宮公園公衆トイレ排水設備修繕

2 契約の相手方

(株)川本製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う排水設備は毛馬桜之宮公園に設置されているトイレに溜まる汚水等を排出するための設備である。

上記排水設備においてポンプの故障が判明し、排水機能に支障をきたし公衆トイレの利用を中止していることからポンプの交換及び交換後運転調整を行うものである。

本排水設備は、(株)川本製作所が設計・製作したものであり、部品交換及び試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性がなく装置本体に取り付けることはできず、当初の性能を発揮することはできない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できるのは上記業者のみであり、随意契約を依頼するのである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

- 1 修繕名称
中之島公園汚水ポンプ修繕

- 2 契約相手方
株式会社川本製作所

- 3 随意契約理由

今回修繕する汚水圧送ポンプは、中之島公園内にあるトイレ及び、レストラン（公募事業）の汚水排水を、下水道本管へ圧送するための設備である。

上記設備において、ガイドパイプ周辺部品の劣化や、モーターの吸い上げ能力が低下していることが判明し、今後も継続的に運転を行う必要があることから修繕を行うものである。

当該設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、修繕において設備の調整や運転確認を行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

- 4 法令根拠
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
扇町公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

住吉川ポンプ場外 1 箇所 受電設備修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社電研エンジニアリング

3 随意契約理由

今般、「令和 3 年度新大阪道路排水ポンプ場外 1 6 自家用電気工作物一般点検業務委託」において住吉川ポンプ場及び安治川河底隧道の点検を行った結果、受電設備のうち、電力会社より電気を引込む電柱に設置している PAS（負荷開閉器）等の動作が不安定であり修繕が必要であることが判明した。

本設備が正常に作動しない場合、当ポンプ場等が停電するだけでなく、近隣施設の電気設備を停電させる波及事故を起こす危険性があるため早急に修繕する必要がある。

上記業者は、現在、上記業務委託における受変電設備の点検を受託していることから、現場状況を詳細に把握しており、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能で、かつ、施工に必要な入札参加資格を有しており、改めて業者を選定するよりも経済的に合理的であり、工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び 6 号

5 担当部署

企画部 工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

西成公園内産業廃棄物保管場所門扉修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社 YUTAKA

3 随意契約理由

本修繕は、台風 9 号の影響により、西成公園内にある産業廃棄物保管場所の門扉が破損したため実施するものである。

産業廃棄物保管場所の門扉が破損した状態では、廃棄物処理法で定められた「施錠できる門扉が設置されていること」という産業廃棄物保管基準に違反するため早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称：令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液設備制御盤室用空気調和機修繕

2 契約相手方：日立グローバルライフソリューションズ(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの脱水分離液設備制御盤室用の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であるが、当該空気調和機の圧縮機等が長時間の運転により、損傷していることが判明した。脱水分離液設備制御盤室の冷却が行えないと、脱水分離液設備制御盤等が損傷する恐れがあり、脱水分離液設備の運転に支障を来すため修繕する必要がある。

本設備は、日立アプライアンス(株)が設計製作したもので、構成部品の取替及び試運転調整には、同社のみが保有する取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立アプライアンス(株)は、日立コンシューマ・マーケティング(株)と合併し、日立グローバルライフソリューションズ(株)へと名称変更したものである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼する。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

天保山公園ほか 14 公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、港区の天保山公園、夕凧公園および大正区の泉尾中公園に設置している児童用ブランコの振り金物、鎖、座板の摩耗損傷、大正区の千林橋公園、南恩加島公園、西成区の梅南 2 公園に設置している児童用ブランコの吊り環、ダルマ金具の摩耗損傷、港区の市岡小公園および大正区の泉尾浜公園、三軒家公園に設置している児童用ブランコの吊り環の摩耗損傷、港区の三先公園、抱月公園、入舟公園および大正区の大正橋公園に設置している幼児用ブランコの鎖、シャックルの摩耗損傷、大正区の泉尾公園に設置しているスイング遊具の繊維強化プラスチック本体の摩耗損傷、西成区の北津守公園に設置している児童用すべり台の手すりの損傷が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園事務所 会議室天井配管設備修繕（緊急）

2 契約相手方

JS 関西（株）

3 随意契約理由

今般、真田山公園事務所 会議室 1 階の天井の配管において漏水が発生していることが判明し、天井の蛍光灯の隙間から水が滴り落ちている状態である。現状のままでは建物躯体に影響を及ぼすだけでなく、漏電の危険性もあるため早急に修繕が必要である。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

東部方面 真田山公園事務所

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度 放置自転車管理システム機器一式 長期借入（再リース）

2. 随意契約理由

放置自転車管理システム（以下、システム）は、自転車放置禁止区域内において撤去した放置自転車の情報等を登録し、防犯登録制度を所管する大阪府警察本部へオンライン照会を行い、所有者情報及び贓品情報の回答を得ることで撤去自転車の保管・変換・処分にかかる業務の効率化と迅速化を図っているものである。現契約は上記システム利用環境で使用するハードウェア（サーバ機器、端末機器、ネットワーク機器、周辺装置）とソフトウェアの借入を行うものであり、借入期間は令和3年9月末までである。

借入期間満了に伴い、引き続き新規契約を締結し、機種更新を行う必要があるが、当該機器については、令和4年2月までは継続して保守できるとともに、新規に調達を行うよりも再リースを行う方が安価になり経済的である。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、現在契約中の富士通リース株式会社と随意契約を行うものである

3. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

4. 契約の相手方

富士通リース株式会社

5. 担当部署

建設局企画部方面調整課自転車対策担当